

特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート

認定通関業者名		担当者名	
特定委託輸出者名			
保管場所の所在地及び名称			
保管場所の概要			
施設の概要（工場、倉庫、野積み場、その他）			
保管場所の管理者又は所有者			
保管貨物の概要			
1 特定委託輸出申告に係る貨物の品名、状況（構造、用途、包装、性状等（ドライ、冷蔵・生鮮等））			
2 申告に係る貨物以外の貨物の品名、状況等			
調査年月日		前回調査年月日	
立会人名			
チェック項目			結果
① 輸出しようとする貨物の在庫状況が、適時適切に把握されているか。			
② 輸出しようとする貨物の入出庫状況について、関係書類と貨物を対査するなどにより適正な管理がなされているか。			
③ 貨物の亡失、盗難等を防止するため、人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入時に確認が行われているか。			
④ 在庫状況、入出庫状況について、内容の記録及び一定期間の保存は行われているか。			
⑤ 輸出しようとする貨物とその他の貨物は適正に区分されているか。			
⑥ 保管中の貨物に異常があった場合の報告体制は整備されているか。			
⑦ 施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備、警備員の配置及び定期的な巡回警備の実施がなされているか。			
特記事項			

（注1）このチェックシートは、特定委託輸出申告の委託を受けた認定通関業者において、半年に1度、当該申告に係る貨物が置かれている場所（保管場所）の状況について現地調査を行う際に確認する項目を記載した様式であり、保管場所毎に作成する必要があります。

（注2）現地調査においては、保管場所の概要等を確認するとともに、チェック項目に従って、保管場所における貨物の管理状況等を確認し、十分であると認める項目には結果欄に○を、不十分であると認める項目には×を記入して下さい。また、不十分である項目についてはその具体的内容及び改善するために講じた措置について特記事項に記載して下さい。

（注3）現地調査の実施の都度、その結果を当該貨物に係る申告を行おうとする税関官署に報告するとともに、当該貨物の運送に係る特定保税運送者（輸出の許可後に他の特定保税運送者に運送を委託する場合における当該特定保税運送者を除く。）に連絡する必要があります。

（規格A4）